

令和4年度県広報誌「美ら島沖縄」
配布業務に関する契約書（案）

契 約 書 (案)

沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、甲が依頼する沖縄県広報誌「美ら島沖縄」（以下、「美ら島沖縄」という。）の配布業務に関し、次の条項のとおり契約を締結する。

第1条 乙は、毎月、「美ら島沖縄」が納入された日から、その月の末日までに、別紙『県広報誌「美ら島沖縄」配布業務仕様書』に従い配布するものとする。

第2条 契約期間は、契約締結日から令和5年3月31日までとする。

第3条 「美ら島沖縄」の配布先1箇所あたりの契約単価料金は、別紙「県広報誌の配布に係る契約単価料金表」に基づくものとする。

第4条 乙は、「美ら島沖縄」が配布名簿に従い配布されたことを証する配布確認書を毎月甲に提出しなければならない。

第5条 配布料金の支払いは、精算払いとする。甲は、乙からの適法な支払請求書を受取した日から30日以内に支払うものとする。なお、配布料金の合計に、円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

第6条 本契約において、契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、発注者と受注者とが協議して、改正後の税率により定めるものとする。

第7条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせてはならない。

4 乙は、契約の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を県に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。

ただし、県が仕様書等で指定した簡易な業務を第三者に委託し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

5 乙が前四項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。契約の解除に伴い発生した損害について、甲は一切の賠償責任を負わない。

また、甲は乙に対し三ヶ月間の指名停止措置処分を行う。

第8条 乙は、万一契約に違反した場合は、これによって生ずる損害の一切を賠償し、いささかも甲に迷惑をかけないものとする。

第9条 乙及びその使用する者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は公表してはならない。
この契約の終了後又は解除後も同様とする。

2 乙は、甲から提供された資料等を業務以外の目的に使用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

第10条 本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この契約を証するために、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号
沖縄県知事 玉城 康裕

乙